４　「ホームページアドレス」の欄は、産業標準作成業務に関する公表を行うために用いるものを記入すること。

５　「作成しようとする産業標準の案の一覧表」は、「作成しようとする産業標準の案の範囲」の欄に記載した区分に応じ、産業標準の案の名称、産業標準化法第２条第１項各号の該当する号番号、主務大臣及び適用範囲（既存の日本産業規格であって、確認、改正又は廃止を申し出る場合には、ＪＩＳ番号、規格名称及び主務大臣）を一覧表にすること。

６　認定の更新において、既に主務大臣に提出している添付資料の内容に変更がないため、その添付を省略する場合には、「別紙書類一覧」の欄の該当する文字を二重線で削除し、その旨を記載すること。

別表

区分	業務の範囲
土木及び建築	部門記号Ａに分類される産業標準化法第２条第１項第１号から第９号まで及び第14号に掲げる事項（以下「鉱工業品等」という。）に係る産業標準の案
一般機械	部門記号Ｂに分類される鉱工業品等に係る産業標準の案
電子機器及び電気機械	部門記号Ｃに分類される鉱工業品等に係る産業標準の案
自動車	部門記号Ｄに分類される鉱工業品等に係る産業標準の案
鉄道	部門記号Ｅに分類される鉱工業品等に係る産業標準の案
船舶	部門記号Ｆに分類される鉱工業品等に係る産業標準の案
鉄鋼	部門記号Ｇに分類される鉱工業品等に係る産業標準の案
非鉄金属	部門記号Ｈに分類される鉱工業品等に係る産業標準の案
化学	部門記号Ｋに分類される鉱工業品等に係る産業標準の案
繊維	部門記号Ｌに分類される鉱工業品等に係る産業標準の案
鉱山	部門記号Ｍに分類される鉱工業品等に係る産業標準の案
パルプ及び紙	部門記号Ｐに分類される鉱工業品等に係る産業標準の案
管理システム	部門記号Ｑに分類される鉱工業品等に係る産業標準の案
窯業	部門記号Ｒに分類される鉱工業品等に係る産業標準の案
日用品	部門記号Ｓに分類される鉱工業品等に係る産業標準の案
医療安全用具	部門記号Ｔに分類される鉱工業品等に係る産業標準の案
航空	部門記号Ｗに分類される鉱工業品等に係る産業標準の案
情報処理	部門記号Ｘに分類される鉱工業品等に係る産業標準の案
役務	産業標準化法第２条第１項第10号から第13号までに掲げる事項に係る産業標準の案
その他	部門記号Ｚに分類される産業標準化法第２条第１項第１号から第14号までに掲げる事項に係る産業標準の案

備考　この表において「部門記号」とは、日本産業規格（ＪＩＳ）部門記号をいう。

様式第２（第７条第１項関係）

変　更　認　定　申　請　書

年　　月　　日

主務大臣名　殿

住所

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

産業標準化法第24条第１項の変更の認定を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

１　認定産業標準作成機関の名称
２　変更の内容
３　変更の理由
４　変更の予定年月日

備考
１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　２は、変更前及び変更後を対照して記載すること。
３　認定申請時の別紙書類に変更がある場合は、変更後の別紙書類を添付すること。

様式第３（第７条第３項関係）

軽　微　変　更　届

年　　月　　日

主務大臣名　殿

住所

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

下記のとおり、軽微な変更をしたので、産業標準化法第24条第４項の規定により、届け出ます。

記

１　認定産業標準作成機関の名称
２　軽微な変更の内容
３　軽微な変更の理由
４　変更年月日

備考
１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　２は、変更前及び変更後を対照して記載すること。
３　認定申請時の別紙書類に軽微な変更をした場合は、変更後の別紙書類を添付すること。

様式第４（第８条関係）

業　務　廃　止　届

年　　月　　日

主務大臣名　殿

住所

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

下記のとおり、認定産業標準作成機関の業務を廃止したいので、産業標準化法第25条の規定により、届け出ます。

記

１　認定産業標準作成機関の名称
２　廃止の予定期日
３　廃止の理由

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。